

令和7年度岩手県市町村等職員向け高齢者虐待に関する研修

1 目 的

本研修会は、市町村及び県広域振興局における高齢者虐待対応を担当する現任の職員を対象として、高齢者虐待防止法(以下、「法」という)に関する知識を習得し、市町村等の責務と役割を理解するとともに、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応方法の習得と体制整備に資することを目的として開催します。

2 主 催

岩手県、岩手県高齢者総合支援センター（受託運営：公益財団法人いきいき岩手支援財団）

3 開催期日及び会場

日程：令和7年10月10日（金）10：00～16：30 ＊受付9：30～

場所：エスポワールいわて 2F 大中ホール（盛岡市中央通1-1-38）

※研修当日は、会場にて改修工事が行われているためご不便をおかけする場合がありますので、ご理解ください。

4 内 容

日 時		研 修 内 容	講 師
10：00 ～ 10：30	行政 説明	県における高齢者虐待の状況について ・養介護施設従事者における高齢者虐待 に係る対応スキームについて	岩手県保健福祉部長寿社会課
10：30 ～ 12：00	講義	高齢者虐待における法の理解 ・市町村・都道府県の責務と役割	岩手弁護士会 弁護士 長谷川 頌 氏
昼休憩（60分）			
13：00 ～ 14：30	講義	高齢者虐待対応の基本的考え方 ・国マニュアルの変更点と最新情報	公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部 権利擁護支援室 東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター 専門相談員 乙幡 美佐江 氏
休憩（10分）			
14：40 ～ 16：30	演習	高齢者虐待対応におけるポイントについて考える（仮） ・行政権限等に関する情報交換 ・事例検討	◇ファシリテーター 岩手県社会福祉士会 虐待対応専門職委員会 副委員長 千田 修 氏 ◇アドバイザー 乙幡 美佐江 氏

5 受講対象者及び定員

(1)対象者 原則として、市町村又は県広域振興局の職員であって法第9条から法第14条、法第22条並びに法第24条の規定による権限の行使を現に担当する者

(2)定 員 40名 ※各市町村等2名以内とします（行政権限を所管する課等に所属する職員の参加を推奨）

6 受講料

無料

7 申込方法

別紙により当センターあてFAX（019-625-7494）にて令和7年10月1日(水)までにお申込みください。※定員を超えた場合は人数調整する場合があります、受講できない場合のみ事務局から連絡しますのでご了承ください。

8 そ の 他

研修日の1週間前を目途に、申込書にご記載いただいたメールアドレスあてに演習で使用する事前ワークシートを送付しますので、当日までにご記入のうえ、ご持参ください。（研修終了後回収します）

9 ご連絡・お問合せ先

岩手県高齢者総合支援センター 担当：玉山・櫻田（TEL 019-625-7490）